

武豊町建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、町の発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、設計金額が1件130万円を超える建設工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者は、検査員及び監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、監督員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

3 評定は、「工事成績評定表」によって行うものとし、評定の結果を工事成績評定書（様式第2号。以下「評定書」という。）に記載するものとする。

(採点表の提出等)

第5条 評定者は、工事完成のときそれぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、「工事成績採点表」（様式第1号。以下「採点表」という。）を総務課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 総務課長は、評定者から採点表を受領したときは、評定の結果を評定書に付し工事担当課長に通知するものとする。

2 町長は、当該工事の請負者に対して、速やかに、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第3号）に項目別評定点（様式第4号）を添付し通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条第2号による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（「土曜日、日曜日及び国民の祝日」を含む。）以内に、書面により、町長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 町長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定点に対する説明請求回答書（様式第5号）により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成10年7月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第7条の規定は、平成11年4月1日以降に契約を締結した建設工事に適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

工事成績採点表

通 番		課 名	
工 事 名			
路線等の名称		工 事 場 所	
請 負 者			
当初契約金額		変更契約金額	
総括監督員		検 査 員	
主任監督員		検 査 員	
専任監督員		検 査 年 月 日	

評価項目	細 別	評定点					計	満点	参考 項目別評価 計/満点
		専任	主任	総括	検査				
1. 施工体制	①施工体制一般		/	/	/		点	%	
	②配置技術者		/	/	/		点	%	
2. 施工状況	①施工管理		/	/	/		点	%	
	②工程管理		/	/	/		点	%	
	③安全対策		/	/	/		点	%	
	④対外関係		/	/	/		点	%	
3. 出来形及び出来栄え	①出来形		/	/	/		点	%	
	②品質		/	/	/		点	%	
	③出来栄え	/	/	/	/		点	%	
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	/	/	/	/		点	%	
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/	/	/	/		点	%	
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献度	/	/	/	/		点	%	
7. 法令遵守 (減点のみ)	工事事務等による減点 総合的な評価による減点	/	/	/	/				
評定点合計 (小数点以下切り捨て)							点		

(様式第2号)

工 事 成 績 評 定 書

No.

殿							年 月 日	
総務課長							(印)	
工 事 名								
路線等の名称								
工 事 場 所								
契 約 金 額	金 円	工 期	着手	年 月 日	完了	年 月 日		
請 負 者 (事 業 者)								
完了検査日	年 月 日	完 了 日	年 月 日					
検 査 員			立 会 人	監督員				
評価項目	細別	評 定 点					参考	
		専任	主任	総括	検査	計	満点	項目別評価 計/満点
1. 施工体制	①施工体制一般		/	/	/		点	%
	②配置技術者		/	/	/		点	%
2. 施工状況	①施工管理		/	/	/		点	%
	②工程管理		/	/	/		点	%
	③安全対策		/	/	/		点	%
	④対外関係		/	/	/		点	%
3. 出来形及び出来栄	①出来形		/	/	/		点	%
	②品質		/	/	/		点	%
	③出来栄		/	/	/		点	%
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応		/	/	/		点	%
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫		/	/	/		点	%
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献度		/	/	/		点	%
7. 法令遵守(減点のみ)	工事事務等による減点、総合的な評価による減点		/	/	/			
評定合計(小数点以下切り捨て)							点	
検 査 概 評								

(様式第3号)

武 総 検 第 号
年 月 日

殿

武 豊 町 長

⑩

工 事 成 績 評 定 結 果 に つ い て (通 知)

貴社が受注した下記工事について、武豊町建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日(「休日」含む。)以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の趣旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工事場所
4. 請負代金額 金 円
5. 工 期 着手 年 月 日
完了 年 月 日
6. 完了検査年月日 年 月 日
7. 評 定 点 点
8. 本工事の業種
9. 手続きの問い合わせ先及び送付先 武豊町役場 部 課

・過去2年間の武豊町発注の工事成績評定点の1年毎の平均値が50点未満の場合は、3か月の指名停止となります。

・過去3年間の武豊町発注の工事成績評定点の平均値が60点未満の場合は、総合評価落札方式の評価点算定において減点となります。

(様式第4号)

項目別評定点

評価項目	細 別	武総検第 号
		評定点 満点
1. 施工体制	①施工体制一般	点
	②配置技術者	点
2. 施工状況	①施工管理	点
	②工程管理	点
	③安全対策	点
	④対外関係	点
3. 出来形及び出来栄え	①出来形	点
	②品質	点
	③出来栄え	点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献度	点
7. 法令遵守 (減点のみ)	工事事務等による減点 総合的な評価による減点	
評定点合計 (小数点以下切り捨て)		100 点

